

中国における米に関する調査報告

1 . 中国の米の生産・消費動向.....	1
2 . 中国における米の輸出入動向.....	2
3 . 2003 年の米の価格動向.....	3
4 . 2004 年の中国の米市場の展望.....	3
5 . 米の種類と食習慣.....	4
6 . 米の流通ルート.....	5
7 . 米の輸出入に関連する制度.....	6
8 . 日本産米の可能性について.....	6
(参考 - 1) 主な生産地域.....	7
(参考 - 2) 第 2 回中国優良品質米博覧交易会における“ 十大金賞米 ”	9
(参考 - 3) 米の輸出入に関連する法制度及び税制.....	10

2004年3月

株式会社 旭リサーチセンター
遼寧中旭智業有限公司

1. 中国の米の生産・消費動向

(1) 米の栽培・生産状況：栽培面積、生産量が減少

1997～99年は水稻の作付面積は増加し、米の生産量も高水準で推移した（97年：14,049万トン、98年：13,910万トン、99年：13,894万トンであった。2000年は栽培構造の変化に加えて深刻な干魃の影響から、生産量は13,300万トンまで低下した。2001年も栽培面積は引き続き減少し、生産量も12,800万トンまで低下した。

中国における米栽培面積減少の主な原因は、以下の通りである。

「退耕還林、還湿地」によって、米の栽培面積が減少している。

2002年は米の市場価格が低迷し、農民の米栽培への意欲が削がれた。

大豆などその他品種の収益性のほうが高く、一部農民は栽培構造を変化させた。

普通米の栽培面積が大幅に減少したが、優良品質で環境配慮の有機米は増加した。

一部地域で米価保護が解除され、政策的な要因から栽培面積に影響がでた。

(2) 米の消費状況：消費量は着実に増加、優良品質米への関心高まる

中国における米の消費は、主に食用消費、種子としての使用、飼料消費、産業用途と輸出などである。そのうち、食用消費の比率が大きく、総消費量の約85%を占める。その他の間接的な消費の比率は、非常に小さい。

米の消費量は人口増加と優良品質米の台頭によって、1997～2001年にかけて13,252万トン、13,357万トン、13,376万トン、13,430万トン、13,500万トンと増加している。

2000年から米の年間総消費量は、当年の総生産量を上回っている。長期間の在庫積み上げによって、総量的には依然として供給が需要を上回る状態であったが、米の消費増加につれて在庫も減少している。また、2003年には植物油原料、トウモロコシと小麦の価格が上昇するなか、米の消費はより旺盛になった。

また、農業の産業構造調整策として、品質改良が進んだ。2001年に優良品質米の栽培面積は前年比9%増え、その後も拡大している。優良品質米は、品質と高い栄養成分で消費者の支持を受け、市場シェアは絶えず上昇している。

米の国内市場価格は、米の卸売価格が安定しているなか、2003年上半期は若干上昇した。6月の粳米の価格は1,879元/トンで、前年比3.7%上昇した。遅秈米の価格は1,529元/トンで前年比3.9%上昇、早秈米は1,442元/トンで前年比1.2%上昇した。

1998～2003年の米の総生産量と消費量

(単位：百万トン)

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003
総生産量	139.1	138.9	133.0	128.0	122.0	121.6
総消費量	133.6	133.8	134.3	135.0	139.0	139.7

2. 中国における米の輸出入動向

(1) 価格競争力を背景に、輸出が輸入を上回る

ここ数年来の中国における米の輸出入動向をみると、輸出の増加ペースが輸入を上回っている。中国の米の輸出競争力は、主に低価格にある。

しかし、2003年10月から国内の米の価格が大幅に上昇したのに対して、国際市場の米の価格上昇は緩やかで、現在、中国の米（粳米）の価格はすでに国際市場価格を上回っている。これはある程度、米の輸出を抑制する方向に働いている。2004年も米の貿易は、依然として輸出が輸入を上回るとみられるが、米の輸出量は2003年より低くなる可能性が高い。

また、貿易相手国の国内食糧流通体制、米の加工規模などの要因も、中国の米の輸出競争力に影響を与えている。現在、中国の米の主要輸出省は江蘇、安徽、黒龍江、北京、江西と吉林などの省（市）である。

(2) 国営の貿易管理から、関税・輸入割当による市場管理

一方、中国における米の輸入貿易制度も変化した。2002年以前は米の輸入は国営の貿易管理下に置かれ、輸入貿易業者は国から輸入数量が割り当てられ、米の輸入量は政策に大きく影響を受けていた。近年、国内米は供給が需要を上回っており、国際市場の米の価格は年々低下しているものの、米の輸入は高所得者向けの高品質のタイ産米に偏っている。米の輸入数量は、国内外市場の競争状態を正確には反映していない。

中国のWTO加盟後、2004年末までの移行期間は、輸入関税割当額の数量管理を実施する。2002年の米の割当額は399万トンで、粳米と籼米がそれぞれ50%を占めている。2004年までに割当額は532万トンまで増加し、粳米と籼米の比率は同じである。割当額内の関税率は1%で、割当額外の関税率は71%で2004年に65%まで低下する。粳米の輸入のうち、国営企業と非国営企業の割当額はそれぞれ50%である。籼米の輸入のうち、国営企業は90%を占めて、非国営企業は10%を占める。

国営貿易管理から割当管理に変わるなか、輸入割当における非国営貿易の割合が50%あることから、非国営の貿易業者の動向が米の輸入種類・数量に影響を与えるかもしれない。現在、中国の米の主要輸入省は広東、北京、浙江、福建と天津など、経済が発達している沿海地域である。

1998～2003年の中国における米の輸出入量 (単位：万トン)

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003
輸出量	375	271	295	187	199	259
輸入量	24	17	24	27	24	26

3 . 2003 年の米の価格動向

中国は米の生産量と人口が世界最大であり、中国の米の消費は国内の食用が主である。食用米は年間米総消費量の約 85% で、輸出量は総消費量の 2 % に満たない。そのため、国内の米の価格は、そのときどきの生産量、消費量、在庫量の影響を受ける。米の卸値からみると、2003 年は籼米と粳米に若干の違いはあったものの、早籼米と遅籼米の価格は似たような動きをみせた。

籼米価格の動向は二段階に分けられ、1 ~ 9 月は比較的穏やかな価格変動であったが、10 月以降は大幅に急騰した。9 月の早籼米の価格は 1,455 元 / トン、遅籼米の価格は 1,525 元 / トンであったが、12 月には早籼米が 1,820 元 / トン、遅籼米も 1,918 元 / トンまで上昇した。

粳米の価格は、需給情報動向により鋭敏に反応する。粳米の価格上昇は 7 月からで、9 月からの籼米より早い。11 月に国内米の価格が国際米の価格より高くなった後、籼米の価格がまだ上昇しているなか、粳米の価格は 12 月から下落した。粳米の価格変動は三段階に分かれ、1 ~ 6 月までの第一段階は上昇下落を繰り返した後、7 ~ 11 月の第二段階で上昇期間に入る。最初 3 ヶ月の小幅上昇の後、大幅な上昇をみた。12 月から第三段階に入り、高値調整期間であり価格は 11 月より、ある程度下落する。

4 . 2004 年の中国の米市場の展望

供給面：2003 年に中国の米の生産量は減少し、在庫も減少した。2004 年の供給情勢は楽観的とはいえ、ここ数年の供給過剰状態が変化するかもしれない。

需要面：2004 年も米の需要は着実に増加する。国家と地方の備蓄需要と市場の消費需要は米の価格上昇を促す。

消費・在庫面：米の消費増加傾向は続き、国の在庫量は引き続き減少する。

栽培・生産面：奨励政策や市場ニーズの高まりの下で、農民の米の栽培意欲は回復している。優良品質米の栽培が引き続き推進され、市場需要を反映した産業構造調整が進む。

価格面：2004 年も米の市場価格は、需要供給構造の変化に応じて変動する。総じて、上昇基調をたどるとみられる。

5 . 米の種類と食習慣

中国は世界最大の米の生産国であり、消費国である。習慣と自然環境の影響で、ほとんどの地域では主食は米であり、年間米消費量は 1.35 億トン、一人当たり年間消費は 100 キログラムである。

しかし、中国の米消費構造には変化もみられ、高所得エリアの一人当たり消費量は減少しているが、低所得エリアの消費量は増加している。都市化も、米から小麦への代替を促している。人々の生活リズムが加速し、多くのファースト・フードでは小麦製品が使用されている。

籼米と粳米は中国の米の二大種類である。外観、品質ともに明らかな違い（品質の指標は下表参照）がある。籼米の米粒は細長く、炊いた後は乾燥してパラパラするため、チャーハンに適する。長江以南の人々に好まれている。一方、粳米の米粒は丸く、炊いた後は湿っぽく粘り気もある。

世界的には籼米の栽培面積は粳米より大きいですが、この二種類に対する消費者の嗜好は異なっており、相互に取って代わる可能性は小さい。中国の粳米は主に長江以北で栽培され、粳米の消費も主に北方地域に集中する。これにたいして、籼米は主に南方で栽培され、消費も南方に集中する。2002 年、中国全国の米総生産量のうち、籼米は 59%、粳米は 30%、その他の特殊な品種等が 11%を占めている。

高品質の米に対する需要も高まっており、中国南方地域では長年食していた籼米に代わって、北方の優良品質の粳米がブームになっている。この結果、南方産の籼米は販売不振で、在庫として積み上がっている。南方産の籼米は新しい用途を開拓せざるをえず、たとえばインスタント食品用などの用途開発が行われている。



粳米



籼米

粳米と籼米の品質指標(2000年)

品種	等級	米の抽出率 (%)	精米率 (%)	不純物 (%)	水分 (%)	色、匂い
粳米	1	≥81.0	≥60.0	1.0	≤14.5	正常
	2	≥79.0	≥60.0			
	3	≥77.0	≥60.0			
	4	≥75.0	≥60.0			
	5	≥73.0	≥60.0			
籼米	1	≥79.0	≥50.0	1.0	≤13.5	正常
	2	≥77.0	≥50.0			
	3	≥75.0	≥50.0			
	4	≥73.0	≥50.0			
	5	≥71.0	≥50.0			

6. 米の流通ルート

(1) 国内流通経路は整備途上：市場経済化

現在、中国国内での米の流通ルートは整備途上にある。主要な流通経路は、農民 穀物の買い付け業者 加工工場 卸売業者 小売業者である。

以前は食糧流通の基本的な構造は国家が買い付け、備蓄と配分を独占し、中央政府と省級政府がそれぞれ加工、販売に責任を負うものであった。しかし、2001年から新しい食糧政策が施行され、食料の大消費地である浙江、上海、福建、広東、海南、江蘇、北京、天津の8省・市で、農民に対する定量購入計画をやめ、米を含む食糧について市場経済原理を導入した。

これによって、私有企業の米穀商が米の買い付けをできるようになり、全国各地の農村の自由市場や農産物の専門市場の確立とあいまって、米の流通ルートの更なる改善が期待されている。

(2) 輸出入は非国有企業にも門戸開放

輸出入：現在、国有企業と非国有企業ともに米を輸入することが許可されている。そのうち国有企業は、中国糧油食品進出口（集団）有限公司である。

中国産米の輸出地はコートジボアール、ロシア、日本、インドネシアと朝鮮などの国家である。輸入米は主にタイ産である。

7. 米の輸入に関連する制度（参考 - 3 参照）

米の輸入に関連する制度は、関税と輸入割当がある。その他の貿易障壁はないが、輸入検疫を経る必要はある。

輸入食糧の検査・検疫は、入境食糧検疫管理弁法などに基づいて実施される。中国政府と輸出先国・地域が締結した協議議定書類、中国国内の法律・行政法規や国家国家質検総局の規定、検疫許可証で明記された項目、貿易契約で取り決めた項目などである。検疫に合格した輸入食糧には検疫証明が発行されるが、不合格の場合は検疫検疫機構の監督の下で技術処理が行なわれ、再検査で合格した後、輸入が可能になる。

また、2004 年 1 月 1 日から食品品質安全市場准入制度により、輸入食品（米、小麦粉、食用油、醤油、酢）に QS 認証が義務づけられた。加工食品であっても QS 認証、QS マーク貼付が必要とされる。

8. 日本産米の可能性について

(1) 中国国内の米輸入ニーズは小さい

WTO 加盟後、輸入関税の引き下げや輸入割当額の拡大によって、輸入米の消費量は増加している。しかし、輸入米の絶対量は小さく、以下の輸入制約要因が考えられる。

第一に、国内の米市場では供給が需要を上回っており、米の輸入ニーズは小さい。第二に、中国の米は国際的にも価格競争力がある。第三に、輸入米の大部分はタイ産で、タイ産米は品質がよい。東南沿海地域の都市住民や中高所得層、旅行者に人気があるが、絶対量としては少ない。農村では自分たちでつくった米で自給自足している。

(2) 日本産米の課題：知名度、価格、エリア対応

現在、米の輸入数量は輸入割当をはるかに下回っているため、検疫検査に合格すれば中国市場に進出することは可能である。

しかし、日本産米の知名度は低く、ほとんどの中国人は日本産米の品質や特徴など情報を持ち合わせていない。日本産米の知名度を上げることが第一の課題といえる。

また、日本産米の価格は中国産米より高い。日本産米は品種、品質、生産、加工面で高い水準にあるが、価格面で中国産米や他国産米との競争力に欠ける。日本産米の価格は米産の 5.6 倍、タイの 9.5 倍である。

さらに、中国でも地域によって米の消費嗜好が異なり、北方では粳米、南方では籼米が好まれるなど、地域に応じた対応が必要である。

日本産米の中国進出にあたっては、当初、北京や上海の経済の発展した大都市や大連のように日本企業が比較的多い都市から、市場を開拓すべきであると考えられる。

(参考 - 1)

主な生産地域

中国全国で主要な稲作区は6エリアあり、さらに16のエリアに細分化される。

(1) 華南の二期作エリア

南嶺の南に位置する中国最南部である。福建、広東、広西壮族自治区、雲南の南部と海南省などを含む194県・市のエリアである。水稲面積は全国の18%を占める。

福建・広東・広西壮族自治区の二期作エリア：東が福建省長楽県から、西が雲南省広南県まで、南は広東省呉川県まで。131県(市)。

雲南の南河谷盆地の一毛作エリア：東は麻栗坡県から馬関、開遠を通過して盈江県まで。雲南省南部の41県(市)。

瓊雷台地の二期作エリア：海南省と雷州半島を含む22県(市)。

(2) 華中の二期作エリア

東は東海の浜から西が成都平原の西縁まで、南が南嶺から北は秦嶺と淮河に接する。江蘇、上海、浙江、安徽、江西、湖南、湖北、四川の8省・市の大部分と陝西、河南の2省の南部を含む。中国最大の稲作区であり、全国の水稲面積の68%を占める。

長江の中・下流の平原：淮河の南、湖北省の西部山地の東端から東海の浜まで。江蘇、浙江、安徽、上海、湖南、湖北、河南の235県(市)。

四川と陝西盆地：四川盆地と陝西南川の平原を中心に、四川、陝西、河南、湖北、甘肅の5省の194県(市)。

江南丘平原：南嶺の北、湖南・湖北省の西部山地の蘇東坡から東海の浜まで294県(市)。

(3) 西南高原

雲南と貴州とチベット高原に位置して、391県(市)ある。水稲面積は全国の8%を占める。

貴州の東と湖南の西部高原：貴州の中部と東部、湖南の西、湖北省の西南、四川の東南の94県(市)。

雲南・四川の高原：雲南の中北部、四川の西南、広西壮族自治区の西北と貴州の中西部の162県(市)。

チベット：水稲の栽培に適する地区はきわめて小さくて、稲田の分布は海拔の低い河谷の地帯に限られる。雲南の中甸、徳欽とチベット東部の芒康、墨脱の7県を含む。

(4) 華北エリア

秦嶺、淮河の北、長城の南、関中平原の東、北京、天津、山西、山東、河南、陝西、江蘇、安徽の一部の地区を含む 457 県（市）。水稲面積は全国の 3 % である。

華北と北部平原

黄河・淮河の平原と丘陵地域：冬春は干ばつ、夏秋は雨が多い。北部の海河、京津は粳米が多い。黄河・淮河区は麦の二期作で、米は籼米である。いもち病、ニカメイガなどの被害が深刻である。

(5) 東北エリア

遼東半島と長城の北、大興安嶺の東に位置し、黒竜江、吉林の全てと遼寧の大部分と内モンゴル東北部を含む 184 県（市）。水稲面積は全国の 3 % である。

吉林平原の河谷地域

遼河・沿海平原地域

(6) 西北の乾燥エリア

大興安嶺の西、長城、祁連山とチベット高原の北に位置している。銀川平原、河套平原、天山盆地が主要なエリアである。水稲の面積は全国の 0.5% にすぎない。

北疆盆地

南疆盆地

甘寧晋高原



中国大米六个主产区

(参考 - 2)

第 2 回中国優良品質米博覧交易会における “ 十大金賞米 ”

2003 年 10 月 28 ~ 30 日まで江蘇省淮安市で開催された第 2 回中国優良品質米博覧交易会で選定された “ 十大金賞米 ” は、以下の通りである。

貴州省湄潭県茅貢米業有限公司 : 「茅貢」ブランドの粳米
河南省農科院頓崗精米加工廠 : 「頓崗」ブランド水晶 3 号の粳米
江蘇省淮安市神農米業有限公司 : 「淮上珠」ブランドの有機米
遼寧省稲作高新技术産品開発中心 : 「遼粳 371」
遼寧省稲作研究所 : 「遼優 1052」の粳米
湖南省益陽 : 「粒粒晶」ブランドの粳米
江蘇省淮安市凌橋米業有限公司 : 「凌優」ブランドの粳米
江西金佳化合物股份有限公司 : 「金佳」ブランドの粳米
吉林省通化県糧食有限責任公司 : 「西江」ブランドの粳米
江蘇省金湖県呂良福利油米廠 : 「金粟」ブランドの粳米

(参考 - 3)

米の輸出入に関連する法制度及び税制

(1) 出入国糧食・飼料検閲検疫管理法 (注: 以下は仮訳で、正しくは原文を参照)

第一章 総則

第一条 入出国する食糧・飼料の検査・検疫の管理強化と、人々の健康と動植物の安全性を確保するため、「中華人民共和国輸出入商品検査法」及びその実施条例、「中華人民共和国入出国動植物検疫法」及びその実施条例、「中華人民共和国食品衛生法」と関連法律法規に従って、本弁法を制定する。

第二条 本弁法は出入国(境界線通過を含む)する食糧・飼料の検査・検疫及び監督管理に対して貿易、非貿易いずれの方法においても適用する。

第三条 本弁法において、食糧とは穀類(例えば小麦、トウモロコシ、米、オオムギ、クロムギ、オートムギ、コウリヤンなど)、豆类(例えばダイズ、リョクトウ、エンドウ、アズキ、ソラマメ、タカの口の豆など)、イモ類(例えばジャガイモ、キャッサバ、サツマイモなど)など穀物種(非繁殖用)及び加工製品(例えば米、麦芽、小麦粉など)を指す。飼料は食糧、植物油を原料に加工した後の副産物(例えば麦麩、豆餅、豆粕など)を指す。

第四条 国家品質監督検閲検疫総局(以下、国家質検総局という)が全国の入出国する食糧・飼料の検査検疫と監督・管理を統一して行う。国家の国家質検総局が各地に設置した出入国検閲検疫機関(以下、検閲検疫機関という)は、各自の管轄区域内の入出国する食糧・飼料の検査・検疫と管理に責任を負う。

第二章 検疫と審査許可

第五条 国家の国家質検総局は、入国する食糧と飼料に対して検疫を実行して審査許可する。荷主あるいはその代理人は貿易契約を締結する前に、許可審査の手続申請を行わなければならない。

第六条 検疫の許可審査の手続手順は以下の通りである。

(一) 荷主あるいはその代理人は事前に「中華人民共和国 入国動植物検疫許可証 申請表」を記入し、入国する港の所在地が属する検閲検疫機関に最初の審査を申請して、入国後に生産、加工場所と運送、加工などの一環の防疫の措置とその他の関連している資料を提供する。

(二) 直属する検閲検疫機関が輸入の数量と加工、生産能力と一致するかどうか、また

運送、加工、処理などが動植物の検疫と監督管理の条件に合うかどうかを審査する。適合したものに直属する検疫機関が審査許可を出した後に、国家質検総局の審査を申し込む。

(三) 国家質検総局が審査して、適合するものを審査許可して、「中華人民共和国入国動植物の検疫許可証」(以下、「検疫許可証」という)を発行する。不適合のものに対して許可せず、そして申請者に許可しない理由を告知する。

第七条 荷主あるいはその代理人は、「検疫許可証」の中に規定された入国食糧と飼料の検疫基準を、貿易契約の中に明記しなければならない。

第八条 下記情況のどれかに当てはまる場合、荷主あるいはその代理人は再度「検疫許可証」を申し込まなければならない。

- (一) 入国の食糧・飼料の種類の変更、あるいは10%以上の重量増加
- (二) 輸出先国家・地域の変更
- (三) 入国港の変更
- (四) 「検疫の許可証」有効期限切れ

第三章 入国検査と検疫

第九条 荷主あるいはその代理人は、食糧・飼料が入国する前に入国する港の検疫機関に検査を申し込み、以下の証明を求める。

- (一) 「検疫の許可証」
- (二) 貿易関連資料(貿易契約、信用状など)に定められた検査方法の標準あるいは取引見本
- (三) 規定に基づくその他の関連証明

第十条 国家質検総局は必要に応じて検疫人員を派遣し、食糧と飼料の輸出先国家・地域に対して、産地の疫病発生的情況調査と船積みなどを検査させる。

第十一条 検疫機関は入国する食糧・飼料に対して、下記の基準に沿って検査と検疫を実施する。

- (一) 中国政府と輸出の国家あるいは地区の政府が締結する二国間の検疫の合意、議定書、覚書きなどで定められた検査検疫基準
- (二) 中国の法律、行政法規と国家の国家質検総局が定めた検査と検疫の基準；
- (三) 「検疫許可証」に明記された検疫の基準
- (四) 貿易契約の中に定められたその他の検疫基準

第十二条 船舶に積載された入国食糧・飼料に対して、検疫機関が停泊地で検疫し許可した後で、港に入って積み荷を下ろすことができる。停泊した後で検査検疫の実施が必要とする場合は、検疫機関の許可を得なければならない。

食糧・飼料の荷揚港が複数に分かれる場合、先に荷揚港の検疫機関が当港で積荷を検疫し、その検疫結果を書面形式で直ちに次の荷揚港の検疫機関へ知らせる。統一した許

可証明書を出す必要があれば、最後の港の検疫機関がとりまとめて証明を出す。

第十三条 コンテナなどの方法で積載して入国する食糧・飼料は、検疫合格の後に、運送、販売と使用ができる。

第十四条 輸送手段や包装を換えて入国する食糧・飼料も、入国の検疫基準に沿って取り扱う。ユーロッパとアジアを結ぶ鉄道の国際コンテナ輸送で入国したものは、「ユーロッパとアジアを結ぶ鉄道の境界線を通する運送の管理に関して方法」によって取り扱う。

第十五条 検疫に合格した食糧・飼料に対して、検疫機関は検疫証明を発行し、その入国と販売・利用を許可する。

第十六条 入国する食糧・飼料は、本弁法第十一条に規定された検査の基準に合わないが、有効な技術処理を行うことができる場合、検疫機関の監督のもとで技術処理を行う。再検査に合格すれば、検疫証明を発行し、入国と販売・利用が許可される。

第十七条 入国する食糧・飼料に有害生物が発見される場合、効果的な処理方法があれば、検疫機関は「検疫処理通知」と「植物検疫証明書」を発行して、処理が合格になった後に販売・利用を許可する。

第十八条 入国する食糧・飼料は下記情況のどれかに当てはまる場合、規定に基づいて返品するか、廃棄する。

(一) 検査によって本弁法第十一条に規定された検査の基準に合わない、かつ技術の処理を行うことができない、あるいは技術処理後も依然として不合格である。

(二) 検疫によって土壌や検疫有害生物が発見され、かつ効果的な処理方法がない。

第四章 出国の検疫

第十九条 荷主あるいはその代理人が食糧・飼料を出国する前に、現地の検疫機関に検査を申し込まなければならない。規定に基づいて関係する証明を提供するほか、貿易契約あるいは信用状で定めた検疫項目も提供する。

第二十条 出国する食糧・飼料を積載する船舶とコンテナに関して、運送人、積載部門あるいはその代理人は積載輸送する前に、検疫機関に積載に適するかどうかの検査を申請し、検疫合格後に積載輸送することができる。

第二十一条 検疫機関は出国する食糧・飼料に対して、下記の基準にそって検疫を実施する。

(一) 中国政府と輸入国・地域の政府が締結する二国間の検疫の合意、議定書、覚書きなどで定める検査検疫基準

(二) 中国の法律、行政法規と国家の国家質検総局が定めた検査検疫基準

(三) 輸入国・地域における入国食糧・飼料の検疫基準と強制的な検査基準

(四) 貿易契約あるいは信用状に明記されるそのほかの検査基準

第二十二条 検疫に合格した出国する食糧・飼料に、検疫機関は「出国貨物の通関証

明」あるいは「出国貨物の交換証明の控え」を発行する。検疫証明書を発行することを求めるなら、同時に検疫証明書も発行する。

第二十三条 出国する食糧・飼料の検査の有効期間は2ヵ月を超えない。検疫の有効期間は一般的に21日間で、黒龍江、吉林、遼寧、内モンゴルと新疆地区の冬季（11月～翌年2月末）は事情を考慮して35日間まで延長することができる

第二十四条 検疫機関の検査が必要な出国食糧・飼料に対して、荷主と代理人は「出国貨物の交換証明の控え」の有効期間内に、目的地の港の検疫機関に検査を申告し、検査に合格した後、検疫機関が「出国貨物の通関証明」を発行する。「出国貨物の交換証明の控え」の有効期間が切れた出国食糧・飼料は、荷主あるいはその代理人が出国する港の検疫機関に再検査を申し込む。

第二十五条 検疫機関は不合格となった出国食糧・飼料に対して、有効な方法で処理し、新しく検疫に合格になったものについては、規定に基づいて関連証明を発行することができる。あるいは有効な方法で処理したが、再検疫に不合格の場合、「出国貨物の不合格通知書」を発行する。

第五章 検疫の監督管理

第二十六条 検疫機関は出入国食糧・飼料の生産、加工、積み卸し、運送、貯蔵に対して監督管理を実施する。

第二十七条 港の検疫機関管轄区域の外の入国食糧・飼料は、目的地の検疫機関が監視管理を実施し、港の検疫機関は直ちに目的地の検査機関に知らせる。

第二十八条 出入国食糧・飼料について重大な疫病、品質・安全・衛生面での問題が発生した場合、検疫機関は必要な防疫の措置と緊急措置をとり、直ちに国家の国家質検総局に報告する。

第六章 付則

第二十九条 本弁法の規定に違反する場合、「中華人民共和国 輸出入商品検査法」及び実施条例、「中華人民共和国 出入国動植物検疫法」及び実施条例、「中華人民共和国 食品衛生法」の関連規定に沿って処罰する。

第三十条 本弁法の責任と解釈は国家質検総局が負う。

第三十一条 本弁法は2002年3月1日から施行する。もとの関連出入国の食糧と飼料の検疫の管理弁法と本弁法に一致しないところがあれば、本弁法に従う。

(2)食品の品質安全にかかわる市場進出許可制度（Q S 認証）

2004年1月1日から、中国は米、小麦粉、食用油、醤油、酢の5種類の商品に対して食品入国許可制度を実施する。この制度は生産企業を対象とする制度であり、主に三つの内容を含む。第一に、生産企業は必ず生産の基本条件について審査を通さなければならない。第二に、生産製品は必ず国家の標準と法律法規の規定の要求に合わなければならない。つまり検査の合格品でなければならない。第三に、製品が合格し市場に売り出すときは、必ず食品の品質安全にかかわる市場進出許可の標識、つまりQ S（品質安全）マークを貼らなければならない。

国家の国家質検総局は法律に基づいて許可なしに対して処分する。許可を得ていない上述の5種類の製品は、出荷と販売が禁止される。輸入食品が中国での販売も中国の関連規定に従わなければならない。輸入の加工食品も必ずQ S 認証を得なければならない、Q S マークを貼らなければ、販売は許可されない。

(3)米の輸入関税

2004年の米の輸入割当額は532万トンで、粳米と籼米はそれぞれ50%を占める。割当額内の関税率は1%で、割当額外の関税率は65%である。

出入境粮食和饲料检验检疫管理办法

第一章 总则

第一条 为加强出入境粮食和饲料的检验检疫管理，保护人体健康和动植物安全，根据《中华人民共和国进出口商品检验法》及其实施条例、《中华人民共和国进出境动植物检疫法》及其实施条例、《中华人民共和国食品卫生法》及有关法律法规的规定，制定本办法。

第二条 本办法适用于对以贸易方式和非贸易方式出入境（含过境）的粮食和饲料的检验检疫及监督管理。

第三条 本办法所称粮食是指禾谷类（如小麦、玉米、稻谷、大麦、黑麦、燕麦、高粱等）、豆类（如大豆、绿豆、豌豆、赤豆、蚕豆、鹰嘴豆等）、薯类（如马铃薯、木薯、甘薯等）等粮食作物的籽实（非繁殖用）及其加工产品（如大米、麦芽、面粉等）；饲料是指粮食、油料经加工后的副产品（如麦麸、豆饼、豆粕等）。

第四条 国家质量监督检验检疫总局（以下简称国家质检总局）统一管理全国出入境粮食和饲料的检验检疫和监督管理工作，国家质检总局设在各地的出入境检验检疫机构（以下简称检验检疫机构），负责各自辖区内的出入境粮食和饲料的检验检疫和监督管理工作。

第二章 检疫审批

第五条 国家质检总局对入境粮食和饲料实行检疫审批制度。货主或者其代理人应在签订贸易合同前办理检审批手续。

第六条 办理检疫审批手续的程序是：

（一）货主或者其代理人应事先填写《中华人民共和国进境动植物检疫许可证申请表》，向入境口岸所在地直属检验检疫机构申请初审，并提供进境后生产、加工地点及运输、加工等环节的防疫措施以及其他相关资料。

（二）直属检验检疫机构审查进口数量与加工、生产能力是否相符，运输、加工、处理等环节是否符合动植物检疫防疫和监管条件，符合要求的由直属检验检疫机构签署初审意见后报国家质检总局审批。

（三）经国家质检总局审核，对符合审批要求的，签发《中华人民共和国进境动植物检疫许可证》（以下简称《检疫许可证》）；对不符合审批要求的，不予签发，并告知申请人不予签发的理由。

第七条 货主或者其代理人应将《检疫许可证》规定的入境粮食和饲料的检疫要求在贸易合同中列明。

第八条 有下列情况之一的，货主或者其代理人应重新办理《检疫许可证》：

- （一）变更入境粮食和饲料的种类或增加重量超过10%的；
- （二）变更输出国家或地区的；
- （三）变更入境口岸的；
- （四）超过《检疫许可证》有效期限的。

第三章 入境检验检疫

第九条 货主或者其代理人应当在粮食和饲料入境前向入境口岸检验检疫机构报检，并按要求提供以下证单：

- (一) 《检疫许可证》；
- (二) 贸易文件（贸易合同、信用证等）约定的检验方法标准或成本交样品；
- (三) 按规定应当提供的其他有关单证。

第十条 国家质检总局根据工作需要，视情况派检验检疫人员对输出粮食和饲料的国家或地区进行产地疫情调查和装船前预检监装。

第十一条 检验检疫机构对入境粮食和饲料按照下列要求实施检验检疫：

(一) 中国政府与输出国家或地区政府签订的双边检验检疫协议、议定书、备忘录等规定的检验检疫要求；

(二) 中国法律、行政法规和国家质检总局规定的检验检疫要求；

(三) 《检疫许可证》列明的检疫要求；

(四) 贸易合同中的其他检验检疫要求。

第十二条 使用船舶装载入境的粮食和饲料，经检验检疫机构在锚地对货物表层检验检疫合格后，方可进港卸货；特殊情况要求在靠泊后实施检验检疫的，须经检验检疫机构同意。

对于分港卸货的粮食和饲料，先期卸货港检验检疫机构只对本港所卸货物进行检验检疫，并将检验检疫结果以书面形式及时通知下一卸货港所在地检验检疫机构，需统一对外出证的，由卸毕港检验检疫机构汇总后出证。

第十三条 使用集装箱等其他方式装载入境的粮食和饲料，经检验检疫合格后方可运输、销售和使用。

第十四条 以原运输工具、原包装过境的粮食和饲料，检验检疫机构实施过境监督管理。对改换运输工具、包装过境的粮食和饲料，按入境检验检疫要求办理。

属欧亚大陆桥国际集装箱运输过境的，按《关于欧亚大陆桥过境运输管理试行办法》办理。

第十五条 对经检验检疫合格的入境粮食和饲料，检验检疫机构签发进境货物检验检疫证明，准予其入境销售或使用。

第十六条 入境粮食和饲料经检验不符合本办法第十一条规定的检验要求，但可进行有效技术处理的，应当在检验检疫机构的监督下进行技术处理，经重新检验合格，签发进境货物检验检疫证明后，准予入境销售或使用。

第十七条 入境粮食和饲料经检验发现有害生物，具备有效除害处理方法的，由检验检疫机构出具《检验检疫处理通知书》和《植物检疫证书》，经除害处理合格后，方可销售或使用。

第十八条 入境粮食和饲料有下列情况之一的，按规定作退回、销毁处理：

(一) 经检验发现不符合本办法第十一条规定的检验要求，且无法进行技术处理，或经技术处理后重新检验仍不合格的；

(二) 经检疫发现土壤或检疫性有害生物，且无有效除害处理方法的。

第四章 出境检验检疫

第十九条 货主或者其代理人应当在粮食和饲料出境前向当地检验检疫机构报检。报检时除按规定提供有关单证外，还应提供贸易合同或信用证约定的检验检疫依据。

第二十条 装运出境粮食和饲料的船舶和集装箱，承运人、装箱单位或者其代理人应当在装运前向检验检疫机构申请适载检验，经检验检疫合格后方可装运。

第二十一条 检验检疫机构对出境粮食和饲料按照下列要求实施检验检疫：

（一）中国政府与输入国家或地区政府签订的双边检验检疫协议、议定书、备忘录等规定的检验检疫要求；

（二）中国法律、行政法规和国家质检总局规定的检验检疫要求；

（三）输入国家或地区入境粮食和饲料检疫要求和强制性检验要求；

（四）贸易合同或信用证订明的其他检验检疫要求。

第二十二条 对经检验检疫合格的出境粮食和饲料，检验检疫机构签发《出境货物通关单》或《出境货物换证凭单》；要求出具检验检疫证书的，同时出具检验检疫证书。

第二十三条 出境粮食和饲料检验有效期最长不超过两个月，检疫有效期一般为21天，黑龙江、吉林、辽宁、内蒙古和新疆地区冬季（11月至次年2月底）可酌情延长至35天。

第二十四条 需经口岸检验检疫机构查验的出境粮食和饲料，货主或者其代理人应当在《出境货物换证凭单》有效期内向出境口岸检验检疫机构申报查验，经查验符合要求的，检验检疫机构签发《出境货物通关单》。超过《出境货物换证凭单》有效期的出境粮食和饲料，货主或者其代理人应当向出境口岸检验检疫机构重新报检。

第二十五条 检验检疫机构对检验检疫不合格的出境粮食和饲料，经有效方法处理并重新检验检疫合格后，按规定可出具相关单证；无有效方法处理或者虽经过处理但重新检验检疫仍不合格的，签发《出境货物不合格通知单》。

第五章 检验检疫监督管理

第二十六条 检验检疫机构对出入境粮食和饲料的生产、加工、装卸、运输、储存实施监督管理。

第二十七条 运往口岸检验检疫机构辖区以外的入境粮食和饲料，由指运地检验检疫机构实施监管，口岸检验检疫机构应及时通知指运地检验检疫机构。

第二十八条 出入境粮食和饲料发现重大疫情、质量及安全卫生问题的，检验检疫机构应采取必要的防疫措施和应急措施，并立即报告国家质检总局。

第六章 附则

第二十九条 违反本办法规定的，依照《中华人民共和国进出口商品检验法》及其实施条例、《中华人民共和国进出境动植物检疫法》及其实施条例、《中华人民共和国食品卫生法》的有关规定予以处罚。

第三十条 本办法由国家质检总局负责解释。

第三十一条 本办法自2002年3月1日起施行。原有关出入境粮食和饲料检验检疫管理办法、规定与本办法不一致的，以本办法为准。